

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

一 地方消費税

1 道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額に係る地方消費税の清算並びに当該合算額の十七分の七に相当する額に係る地方消費税の清算の方法について、所要の規定の整備を行うこと。（第三十五条の十九関係）

2 1の合算額の十七分の十に相当する額に係る地方消費税の市町村に対する交付及び当該合算額の十七分の七に相当する額に係る地方消費税の市町村に対する交付の方法について、所要の規定の整備を行うこと。（第三十五条の二十一関係）

3 当分の間、譲渡割を国が賦課徴収することに伴い設けられた地方消費税の清算及び市町村に対する交付の方法の特例について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第六条の十三、第六条の十四関係）

二 その他

1 その他所要の規定の整備等を行うこと。

2 前記の改正は平成二十六年四月一日から施行すること。